

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実績について

1 概要

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定した計画で、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。本市におきましては、平成25年度に策定し、計画期間を平成26年度から10年間とし、令和5年度を目標年度としています。

2 基本方針

本計画におきましては、基本方針を次のとおり定めています。

廃棄物循環型社会の形成を目指し、

「さらなるごみの減量化（リデュース、リユース、リフューズ）の促進」

「さらなる資源化（リサイクル）の促進」

「不法処理の監視の強化」

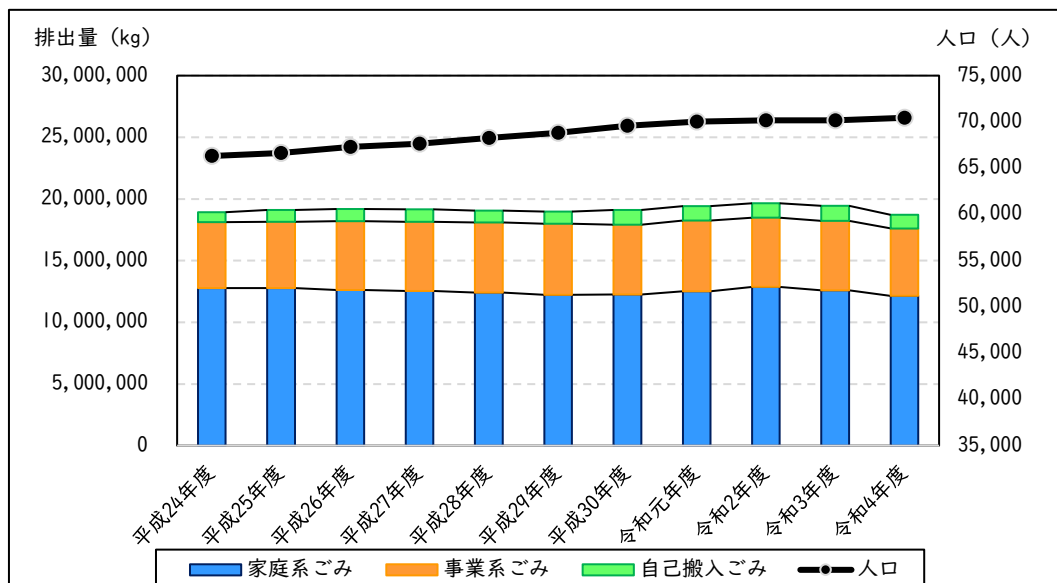
「未利用資源の利用の推進」

を図る。

3 ごみの排出量の推移

平成24年度から令和4年度までの過去11年間の年間排出量と人口の推移は、次のとおりです。

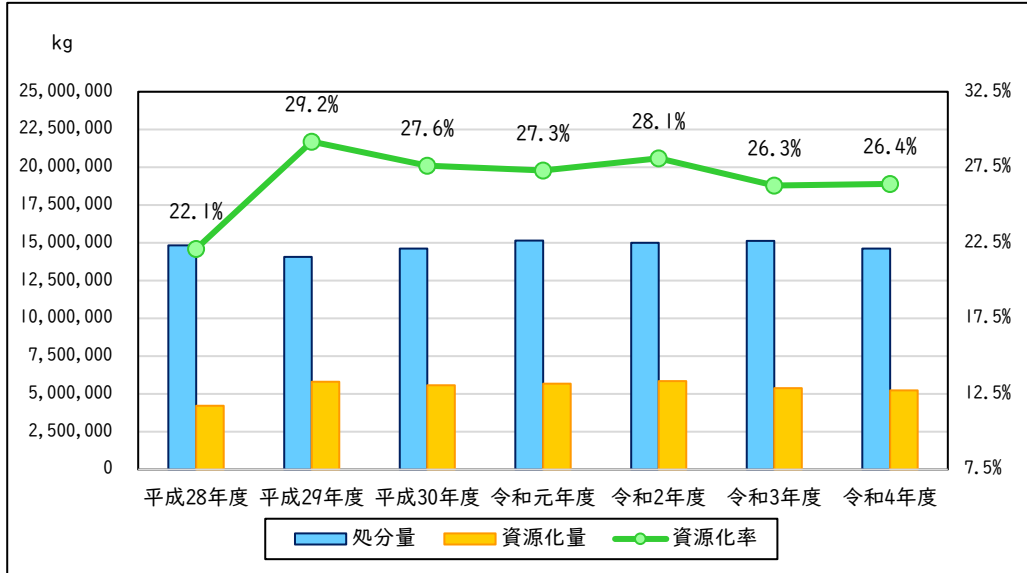
年間排出量で見ると、平成24年度と令和4年度を比較すると、1.1%減少しています。年間排出量は、平成22年4月から開始した家庭系ごみの可燃ごみ、その他プラスチック、破碎ごみ、粗大ごみの有料化以後、減少傾向にありましたが、近年は人口の増加とともに、増加しています。



ごみの年間排出量の推移

4 資源化率の推移

ごみの資源化率は、平成 29 年度からは、低下傾向にあります。これは、総排出量の多くを占める再生利用されずに焼却される可燃ごみの減少量に比べて、資源ごみの減少量が大きいからです。また、平成 29 年度以後は、焼却灰を路盤材やセメントの原料としてリサイクルしたことから、資源化率が平成 28 年度以前より上昇しています。



ごみの資源化率の推移

5 目標の達成度について

本計画におきましては、第二次栗東市環境基本計画に基づき、次のとおり目標を設定しています。

項目	目標値	目標年度
市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量	340 g/日以下 (124.1 kg/年)	令和5年度
ごみの資源化率	30%以上	

令和4年度では、次のようになっており、市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量は目標を達成しているものごみの資源化率では目標の達成には至っていません。

項目	現況値 (R4)	達成率
市民1人1日あたりの家庭系可燃ごみの排出量	333 g/日 (121.5 kg/年)	102.1%
ごみの資源化率	26.4%	88.0%